

9月10日は「下水道の日」

毎年9月10日は「下水道の日」となっています。下水道整備の促進について理解と協力を得ることを目的に全国的に、さまざまな啓発事業・行事が実施されます。

本町も中城村・与那原町・南城市と合同で車両広報パレードやバカス堆肥(サトウキビの搾りかすと下水道処理汚泥)の無料配布を行います。

※パレードは、9月5日～9日の間に1回実施予定。バカス配布は9月5日～9日の5日間配布予定(数量に限りがあります。)

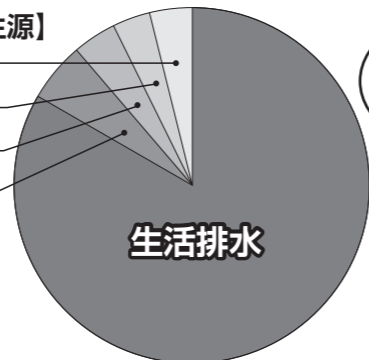
《下水道の役割》

毎日の暮らしから生じる、さまざまな生活排水等によって本町の川も汚れています。下水道はこのような汚水を処理場できれいな水に変え、川や海へ放流します。

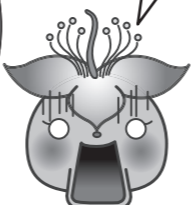
水質環境の保全、衛生面の向上、そして快適な日々の生活が送れるように、下水道は地域のために活躍しています。

【川の汚れの発生源】

- 非特定発生源
- 畜舎排水
- 特定事業所排水
- 飲食店排水



生活排水が一番の原因なんだ!



ご協力宜しくお願いします。

《下水道が使用できる区域》

現在、我謝、美咲、与那城、西原ハイツ、兼久、東崎、平園、小那覇、嘉手苅、掛保久、内間、小橋川、呉屋、小波津、津花波、県営西原団地、翁長、西原台団地、小波津団地、棚原の各一部等です。今後も工事の進捗と合わせて年次毎に供用開始区域(下水道が使用できる区域)を増やしていきます。

※供用開始された区域の建物所有者については、し尿浄化槽等を廃止して公共下水道に接続することが下水道法で義務付けされています。

※下水道に接続した場合、浄化槽の維持管理(点検・くみ取り)、ポンプ代(電気代)などの費用がなくなります。

下水道接続工事に補助金を支給します!

敷地内の排水設備工事(浄化槽などから下水道への切替工事)に補助金を助成します。詳しくは下表を確認して下さい。

【補助金の助成内容】

| 建物の種類 | 合併処理浄化槽を設置している建物 | 単独処理浄化槽または、汲み取り式便所を設置している建物 |
|-------|-----------------------------|------------------------------|
| 補助額 | 工事費が5万円以上の場合、 5万円 | 工事費が10万円以上の場合、 10万円 |
| | 工事費が5万円未満の場合、 掛かった金額 | 工事費が10万円未満の場合、 掛かった金額 |

※補助金の支給が、今年度で終了する地域があります!(平成25年度以前に下水道が整備された区域)

※新築建物の工事は除きます。

※補助対象は、公共下水道への接続が可能になった日から**3年以内**に申請された補助要綱の条件に合うものです。

●詳しい内容につきましては、上下水道課下水道係へお問い合わせください。



【お問い合わせ】 建設部上下水道課 下水道係 ☎945-4934

医療法人 愛和会 有料老人ホーム スマイルあいわ

入居者募集中!

入居利用料金

- ★ 入居費用 ¥98,000~
- ★ 在宅サービス利用の場合、1~2割負担

★ お問合せ先 ★

☎ 098-946-2000 担当(赤嶺)

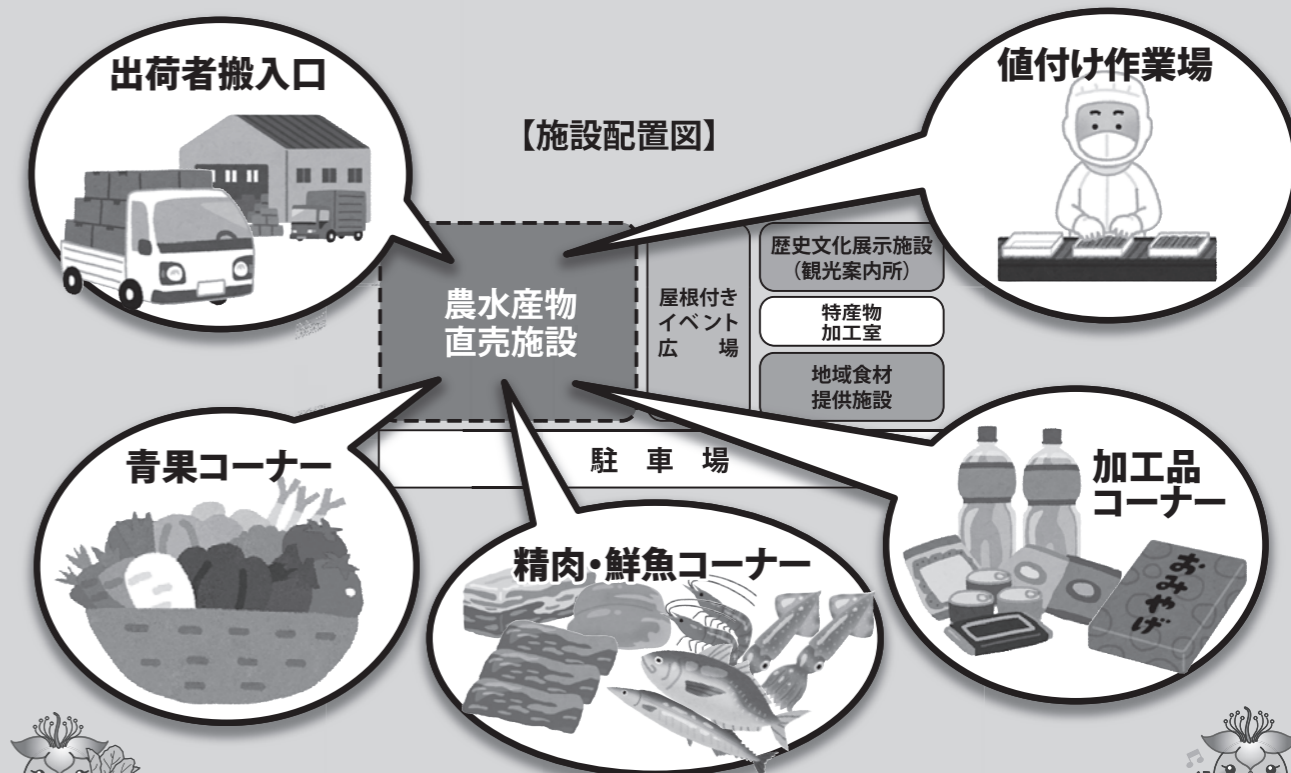
～池田苑・あいわクリニック隣にオープン～

お気軽にお問合せ下さい。 <http://www.aiwakai.jp>

～農水産物流通・加工・観光拠点施設②～ 観光と農業のにぎわい

8月号で施設の概要を掲載しましたが、今回はその中で農水産物直売施設について説明します。

当該施設は、農水産物の流通機能を有し、地域の農家が生産した野菜類や事業者の加工品等を委託販売します。施設前面が直売スペースで、背後は商品の搬入や値付け作業等を行うバックヤードになっています。



町では、新鮮で安心・安全な農水産物や特産加工品を提供するとともに、農水産物の販路拡大、地産地消、6次産業化の推進を図る目的で整備します。



【お問い合わせ】 建設部産業課 農地農政係 ☎945-4546

農地の地目を変更するには

登記簿の地目変更を行うためには、農業委員会で「現況証明書」を取得し、法務局において手続きを行う必要があります。

地目変更が行われた農地は、農地から除外されます。農地法による規制がなくなるため、売買等が自由に行えるようになります。

しかし、下記の場合は現況証明書を発行することができませんので、注意が必要です。

- 【事例】
1. 農地法に基づく許可等を取っていない。
 2. 許可はとったが、計画通りに使用していない
 3. 計画通りに使用しているが、許可条件(利用報告等)を履行していない

証明書を取得できないだけでなく、農地法に違反することとなり厳しく罰せられるおそれがあります。(原状回復命令や、懲役・罰金が科される等)許可を取ったうえで使用することは当然ですが、許可をとれば自由に使用してもいいというわけではありませんし、許可条件は必ず履行しなければいけません。

もし、上記の事例に該当する場合は下記までご相談ください。

【お問い合わせ】 西原町農業委員会 ☎945-5281